

改正概要説明書	
国名： オーストリア	法令名： 商標法
改正情報： 2009 年改正 (BGB1. I No. 126)	
改正概要：	
<p><b>1. 手数料の規定に関する改正</b></p> <p>手数料についての諸規定が、特許法から削除され、オーストリア特許庁手数料法に移された(第 18 条等)。</p>	
<p><b>2. 登録後の異議申立手続の導入に関する改正</b></p> <p>商標登録及び国際登録についての異議申立制度が導入された(第 29 条-第 29 条 c)。異議申立は、公告日から 3 月以内に行うことができること(第 29a(1))、異議申立が認められた場合に登録は取り消される(第 29 条(1)4.) ことなどが規定された。審判官の除斥理由も見直された(第 41 条(2)-(3))。</p>	
<p><b>3. 地理的表示又は原産地名称に係る標章の登録に関する改正</b></p> <p>規則(EC)第 510/2006 号の規定による地理的表示又は原産地名称に係る標章について、保護を求めるための手続、付属説明書の補正、取消、異議申立等に関する改正がなされた(第 68 条-第 68 条 h)。</p>	
<p><b>4. 審判の結果に対する不服申立に関する改正</b></p> <p>法律部の決定に対する審判請求の結果については、更に特許商標最高審判所へ不服申立を行うことができるようになった(第 36 条)なお、手続については、オーストリア特許法 145 条 a 及び 145 条 b が準用される。</p>	
<p><b>5. 侵害に対する保護の強化に関する改正</b></p> <p>仮差止を請求するための目的として、差止及び廃棄だけでなく、損害賠償等の実現も含まれることになった(第 56 条, 第 68 条 g)。また、侵害者等に情報提示義務が課されることになった(第 54 条, 第 55 条 a)。</p>	
<p><b>6. その他</b></p> <p>オーストリア特許庁に対して商標権の権利範囲解釈に関する定期的な情報提供を請求することができるとしていた規定(旧第 22 条(2))が削除された。</p> <p>共同体商標に係る出願及び共同体登録商標を国内出願に変更するための要件を規定した条文(第 69 条 b)が見直された。</p>	
改正内容：	
<p>・ <b>第 18 条</b></p> <p>特許庁手数料法制定に伴い、商標登録及びマドリッド協定に基づく国際登録での手数料に関する条項が削除された。</p>	

・ **第 19 条**

旧第 19 条(2)及び(3)の手数料に関する条項は、特許庁手数料法制定に伴い、削除された。

・ **第 20 条(2)**

特許庁手数料法制定に伴い本項の手数料に関する条文は削除された。

・ **第 22 条**

反復的情報提供及び定期的情報提供に関する(2)が削除された。

特許庁手数料法制定に伴い(3)及び(4)の手数料に関する条文は削除された。

・ **第 24 条**

特許法第 95 条(2)の改正に伴い、本条(3)が変更された。

本条(4)において、優先権証明の内容、提出先及び時期を特許庁長官の命令によって定めると明確化された。

・ **第 28 条**

旧法(4)は、特許庁手数料法制定に伴い削除され、旧法(5)が(4)となり、旧法(6)が(5)と項番が変更された。

・ **第 29 条**

(1)4.において異議申立による商標の取消し事由を追加された。

・ **第 29a 条-第 29c 条**

商標の異議申立制度に関する新設条文である。

・ **第 35 条**

(4)において、旧法の意見書提出に代わり、審判請求をすることができる旨に変更された。

・ **第 36 条**

旧法の審判部の決定に対する条文が削除され、新たに「法律部の決定に対する審判の最終決定によって権利を侵害されたと考える者は、特許商標最高審判所に上訴をすることができる」旨に変更された。

・ **第 38 条**

(2)において、予備的決定及び中間決定に対しては、審判請求はできないが、管轄部門にその修正を申請することができるに変更された。

・ **第 39 条**

(1)において、特許商標最高審判所への上訴する場合に 1970 年特許法第 74 条の規定を準用する要件が明確化された。

(2)において、合議体の構成が明確化された。

・ **第 40 条**

特許庁手数料法制定に伴い削除された。

・第41条

(2)において、審判官の除斥事由として異議申立手続への関与が追加された。  
(3)1.において、無効部及び審判官の除斥事由として異議申立手続への関与が追加された。  
(4)において、1970年オーストリア特許法の改正に伴い変更された。

・第42条

(1)において、1970年オーストリア特許法の改正に伴い、準拠法が変更された。

・第54条

(2)において、企業所有者の義務に情報提供(第55a条)が追加された。

・第55a条

TRIPS協定第47条(情報提供義務)に対応する新設条文である。

・第56条

新法(2)及び(4)は、新たに追加された仮差止命令の発出事由である。

・第60条

(4)において、旧法から「科せられた罰金に関しては、企業所有者は有罪判決を受けた者と連帯して責任を負う。」が削除された。

・第61条

(4)において、オーストリアに住所を有する者を送達代理人に指名することのできる要件として、住所又は営業所が欧州経済領域だけでなく、スイス連邦も追加された。

・第63条

特許庁手数料法制定に伴い、旧法(2)の手数料に関する規定が削除された。

・第65条

特許庁手数料法制定に伴い、旧法(2)の手数料に関する規定が削除された。

・第68条

(1)において、旧法で登録のみを規定していたが、新法では修正、取消しも追加された。また、特許庁に「3部提出」の規定が削除された。

(2)及び(5)は、特許庁手数料法制定に伴い削除された。

旧法(3)は新法で(2)になり、特許庁長官の命令の要件が明確化された。

・第68a条

地理的表示又は原産地名称の国内登録に対する異議申立の要件が明確化された。

・第68b条

地理的表示又は原産地名称の欧州登録に対する異議申立の要件が明確化された。

・第68c条

説明書変更のための申請書の要件が明確化された。(1)は国内登録、(2)は欧州登録に関する。

・第 68d 条

新規の(2)として、管理団体の指定等につき、健康・家族及び青年に係る連邦大臣の承認が明確化された。

・第 68g 条

(1)において、旧法の差止、除去に加えて損害賠償及び利益返還に関する請求権が追加され、地理的表示又は原産地名称の保護にも法執行要件が適用されると変更された。

(2)において、準用法に 本法第 55a 条が追加された。

・第 68h 条

(4)において、「科された罰金については、企業所有者は有罪判決を受けた者と連帯して責任を負う。」が削除された。

・第 69b 条

共同体商標出願又は共同体登録商標を国内出願に変更するための要件が変更された。さらに、旧法(3)が削除された。

・第 72 条

特許庁手数料法制定に伴い削除された。

・第 80 条

1. において、連邦経済大臣及び連邦司法大臣が運輸、技術革新、技術担当連邦大臣及び連邦司法大臣に変更された。

2. において、連邦経済大臣が運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣に変更された。

4. において、「連邦大蔵大臣の同意を得ることを条件として、連邦経済大臣」が「健康、家族及び青年担当連邦大臣の同意を得ることを条件として、運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣」に変更された。

5. において、連邦経済大臣が運輸、技術革新及び技術担当連邦大臣に変更された。